

I 概要

1 指定事業者

指定事業者とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき、**栃木県が指定した障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者等**のことです。

指定事業者は、**支給決定を受けた障害者又は障害児に対しサービスを提供した場合に、サービスに要した費用について、利用者に代わって受領する**ことができます。

